

公益法人制度改革のあらまし

(社団法人 福岡県法人会連合会)

背景等

日本の公益法人制度は、明治29年の民法制定とともに始まり、以来1世紀にわたって、民間の非営利部門において大きな役割を担ってきました。

しかし、様々な制度疲労が散見される様になり、民間の非営利部門の活動の健全な発展を促進し民による公益の増進に寄与するとともに、主務官庁の裁量権に基づく許可の不明瞭性等の従来の公益法人制度の問題点を解決することを目的に平成20年12月1日に公益法人制度に関する3法（法人法、認定法、整備法）が施行されました。

それに伴い、約25,000の法人（国所管が7,000弱、都道府県所管が18,000強）が**平成25年11月末までの5年間の移行期間**に新法に基づき公益財団・社団の**認定**、あるいは一般財団・社団の**認可**を受けなければなりません。

我々法人会は、移行するまでの間は、特段の手続きを取ることなく、「**特例民法法人**」として存続できますが、期間内に移行申請しなくてはなりません。

公益法人制度改革の法律が施行されて1年が経過したけど、認定や認可がおりるまで6ヶ月から長いものは1年近くかかっているらしいよ。また、申請書類だけでなく細部資料の提出を求められているらしい。



平成22年1月13日現在

	移行認定	移行認可	公益認定	合計
全国	363	97	50	510
うち都道府県	171	36	19	226
うち福岡県	9	1	1	11
うち内閣府	192	61	31	284

※公益認定とは新設法人

公益事業の定義

- A** 学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって
- B** 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。

認定法第二条の別表

- 1 学術及び芸術の振興を目的とする事業
- 2 文化及び芸術の振興を目的とする事業
- ⋮
- 18 国政の健全な運営の確保に資する事を目的とする事業**
- 19 地域社会の健全な発展を目的とする事業**
- ⋮
- 23 前項各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの。

注：赤字の18、19項が法人会の事業に該当する。

法人会の事業は、**A**で言う別表の18、19に該当するというところで問題はないのだが、どうも**B**の不特定かつ多数の者の利益の増進……。と言うところは会員さんに限らず広く一般の人にも働きかけることが求められているらしいんだ。



認定基準

- 1** 定款の内容が法人法及び認定法に適合するものであること。
- 2** 認定法第5条各号に掲げる基準に適合するものであること。
各号の主なものは、次のとおり。（赤字は重要）
 - ① 経理的基礎を有すること。（経理事務の精通者）
 - ② 技術的能力を有すること。（事業を実施するための能力）
 - ③ 特別の利益を与える行為を行わないこと。
 - ④ **収支相償であること。**
（公益事業に係わる収入の額がその事業に必要な適正な費用を償う額を超えないこと。）
 - ⑤ **公益目的事業比率が50%以上であること。**
（公益事業に要する費用が、事業費及び管理費の合計額に占める割合が50%以上でなければならない。）
 - ⑥ **遊休財産額が制限を超えないこと。**
（1年分の公益目的事業費以内）

この認定基準のクリアは難しそうだね。特に赤字の④⑤⑥のところが……。しかし、新々会計基準で事業費にかかる管理費も認められるようになったんだよ（*^_^*）

例えば、役員報酬、給料、家賃とかね。公益事業に携わっている分だけ、共通費用として公益に配賦出来るんだよ！人件費が占める割合が多いから助かるね。これだと⑤の50%以上がクリアできるかな？



現在の法人会の活動と新しい法人会の活動図

現在の法人会の活動

税の研修
税の広報
租税教育
税制改正要望

地域社会貢献

経営支援事業

会員交流

大型保険関係
簡保関係

会員勧誘

組み換え
+
新規事業

新しい法人会の活動

公益目的事業

国政の健全な運営の確保に資することを目的とした、税に関わる諸事業

税の研修
税の広報
租税教育
税制改正要望

地域社会貢献事業

経営支援事業（内容によって）

その他の事業

経営支援事業
会員交流
会員勧誘
大型保険関係
簡保関係

50%が目安

※事業内容を分析した結果

50%以上
公益社団で認定申請

50%未満
一般社団で認可申請

認可基準

- 1 定款の内容が法人法に適合するものであること。
- 2 法人の移行時の純資産額を基礎に計算した公益目的財産額がある法人は、作成した公益目的支出計画が適正であり、確実に実施すると見込まれたものであること。

公益目的支出計画の算定例

- 1 公益目的財産額の算定
(算定の結果：公益目的財産が3,000万円であった。)
- 2 公益目的支出計画に記載する事業（実施事業等）の算定
(赤字になる事業を選択した結果、その赤字額は年に500万円であった。)
- 3 公益目的支出計画の実施
(赤字額500万円を毎年支出すると6年でゼロとなり支出計画が完了する。)

なるほど、一般社団として認可申請するには、今までで公益法人で貯めた財産を公益の目的のために消費してゼロにする計画を作らなければならないんだね。何年かかるかな？



計画実施のイメージ

